

北海道交通・物流連携会議開催要領

第1 目的

本道交通を取り巻く環境の変化に的確に対応し、道民をはじめ各事業者など多様な主体が連携した交通・物流に関する施策を一体となって推進し、本道の更なる発展を支える交通ネットワークを実現するため、北海道交通政策総合指針に定めるところにより、「北海道交通・物流連携会議」（以下「会議」という。）を開催する。

第2 議題

会議の議題は、次のとおりとする。

- (1) 多様な主体が連携した交通・物流施策の検討や推進に関すること。
- (2) その他交通・物流に関する必要な事項。

第3 構成

会議の構成については、別表に掲げる学識経験者、交通・物流団体・事業者、経済団体、観光団体、産業団体、行政機関等により構成する。

第4 運営

- (1) 会議は、必要に応じて総合政策部交通企画監が招集し、主催する。
- (2) 会議は、学識経験者を座長とし、総合政策部交通企画監が指名する。

第5 ワーキンググループ

- (1) 必要に応じて、個別、専門的なテーマに関し、より具体的な検討を行うため、ワーキンググループを開催することができる。
- (2) ワーキンググループは、必要に応じて総合政策部交通政策局長（物流担当局長）が関係構成員及び構成員以外の関係者を招集し、主催する。
- (3) ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、総合政策部交通政策局長（物流担当局長）が別に定める。

第6 その他

- (1) 会議の運営にあたり必要となる庶務は、総合政策部交通政策局交通企画課において行う。
- (2) この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、総合政策部交通企画監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

この要綱は、令和元年8月8日から施行する。

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

この要綱は、令和3年8月19日から施行する。

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

別表（第3関係）

	構成員
学識経験者	（1名）
交通・物流団体・事業者	一般社団法人北海道バス協会
	一般社団法人北海道ハイヤー協会
	公益社団法人北海道トラック協会
	北海道通運業連盟
	北海道通運業連合会
	北海道地区レンタカー協会連合会
	北海道旅客船協会
	北海道港運協会
	北海道船主協会連合会
	北海道旅客鉄道株式会社
	全日本空輸株式会社北海道支社
	日本航空株式会社北海道地区
	株式会社AIRDO
	北海道エアポート株式会社
	東日本高速道路株式会社北海道支社
日本貨物鉄道株式会社	
経済団体	北海道経済連合会
	一般社団法人北海道商工会議所連合会
観光団体	公益社団法人北海道観光振興機構
	一般社団法人日本旅行業協会北海道支部
	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合
産業団体	ホクレン農業協同組合連合会
	北海道漁業協同組合連合会
行政機関	国土交通省北海道運輸局
	国土交通省北海道開発局
	国土交通省東京航空局新千歳空港事務所
	札幌管区气象台
	札幌市
	北海道